

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富士見市長 星野 光弘

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 富士見市 (112356) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 東大久保三本木地区 (東大久保上(一部)) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年2月13日 (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①当地域は、農業者の平均年齢が68歳と高く、また、兼業農業も増加してきているため、今後、土地持ち非農家の増加、畦畔等の共同部分の管理やほ場の水管理が難しくなることが予想され、遊休農地や耕作放棄地の発生の増加が懸念される。
- ②土水路から水が入りにくい形状の不整形な農地があること、また、道路幅も狭い等、営農環境が悪いので、農業環境の整備が必要である。
- ③農地の分散化による農業生産効率の低下が考えられる。
- ④自作ができない人が増えている中で、農地を適切に管理するために人材をどう育成していくか考える必要がある。また、自作が困難となる場合に備え、農地中間管理事業の活用を進める必要がある。
- ⑤所有者と耕作者が異なる割合が高いため、地域で様々な事業を進めるために、地権者の組織化が必要である。
- ⑥気候が以前に比べて高温となる日が多くなったことで、農地へ行くことができない日が増えてきている。

【地域の基礎的データ】

農業者:64人
 農業者の平均年齢:68歳
 主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ①自作が困難な状態にある農業者の所有農地について、農地中間管理機構を活用し、地域内の農業を担う者を中心に農地の集積・集約化を進め、遊休農地化や未管理農地の発生の抑制を図る。
- ②農地耕作条件改善事業等のほ場整備事業の活用を検討し、農業環境の整備を進める。
- ③持続的に農地の利用を図りつつ、地域住民・関係機関と協働して、農業を含めた地域づくりの取組みを実践するとともに、地域全体で地域農業を維持・保全する仕組みづくりを進める。
- ④一人当たりの耕地面積の拡大が見込まれるため、農業生産効率の向上に寄与するスマート農業技術の活用と新規就農者の確保・育成を進める。
- ⑤上質な米づくりを行うため、高温対応品種の導入や米の作付時期の検討を行う。
- ⑥暑さで農地に行くことができない場合や作業の効率化を図るため、多くの人で農作業を分け合う等、農作業の分業化について検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 15.3 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 15.3 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用して、地域内の農業を担う者を中心に農地の集積・集約化を進める。引き続き、地域内での話し合いを行い、関係機関との連携を図りつつ、地域内の農業を担う者と所有者との情報共有を行う。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農地の段階的な集約化を進めるため、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として所有農地を農地中間管理機構に貸し付ける。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農業生産効率の向上を図り、かつ、農地の集積・集約化を進めるため、東大久保三本木地区において、畦畔除去による区画拡大、農道・水路の整備等に取り組む。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 関係機関と連携し、地域内の担い手の確保・育成を進め、栽培技術等の支援や耕作農地の調整等、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。地域内の担い手の不足等により耕作が困難な場合、地域外の担い手や法人等の多様な経営体との耕作農地の調整等を行い、地域の農業の維持に向けて進める。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農作業の効率化が期待できる防除作業は、地域の農作業受託組織等への委託を進める。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

| |
|---|
| Empty space for writing the selected measures |
|---|